

○総務省告示第二百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣 山本 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

後 半

編 入

第2 周波数割当表

[1～7 略]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz z—10000MHz z

第2表 27.5MHz z—10000MHz z

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	750—770 191	陸上移動 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz 帯高度道路交通シ ステム用とし、小電力業務用 への割当ては別表8—10によ る。
[略]	[略]	[略]	[略]

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	750—770	陸上移動 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz 帯高度道路交通シ ステム用とし、小電力業務用 への割当ては別表8—10によ る。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 略]

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

国内周波数分配の脚注

[J1～J90 略]

[J1～J90 同左]

191

191 (未使用)

この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができ
る。

[J92～J295 略]

[J92～J295 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。